

## 工事等における事故の報告に関する取扱要領

市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務において発生した事故については、この要領の定めるところにより報告を行わなければならない。

1 用語の定義 この要領において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「報告」とは、電話、FAX等による通報及び様式第1号から様式第4号までに規定する様式による報告をいう。

(2) 「事故報告」とは、事故報告書（様式第2号）による報告をいう。

(3) 「休業」とは、負傷により実際に働くことができなかった実日数をいう。この場合において、日数の算定には、被災した日及び勤務を要しない日（土曜日、日曜日、祝日等）は、含まない。

※ 労災保険法では、通達（昭和40年9月15日基発第14号）により被災した当日も休業日数となるが、安全衛生法上の死傷病報告においては、被災した日の翌日からの算定となる。

(4) 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことであり、業務上の負傷、疾病（休業1日以上及び身体の一部又は機能を失うもの）及び死亡をいう。ただし、通勤災害による負傷、疾病及び死亡を除く。

2 報告を要する事故の範囲 この要領において、報告の対象とする事故は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務において発生した事故であって、表-1のいずれかに該当するものとする。

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>ア 工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が負傷し、又は死亡した事故</p> <p>イ 資機材・工場製品輸送作業に起因して、工事関係者が負傷し、又は死亡した事故</p> <p>事故報告の対象となる負傷は、休業4日以上 の負傷とする。</p> <p>※ 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定若しくは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※ 隣接区域：工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。</p>
(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が負傷し、又は死亡した事故</p> <p>事故報告の対象となる負傷は、休業4日以上 の負傷とする。</p>
(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して当該工事関係者以外の第三者が負傷し、又は死亡した事故</p> <p>事故報告の対象となる負傷は、休業4日以上 又はそれに相当する負傷とする。</p>
(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故であって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故</p> <p>軽微なものを除いて事故報告の対象とする。</p>

### 3 事故発生 of 速報

- (1) 工事請負者等は、事故が発生した場合は、直ちに電話、FAX等により工事等発注所管課に通報するとともに、速やかに事故速報（様式第1号）により工事等発注所管課に報告をしなければならない。
- (2) 工事等発注所管課の長は、前号の報告を受けたときは、速やかに、提出された事故速報の写し等により総務部契約検査課長に報告をしなければならない。内容の変更、追加資料の発生等があった場合も同様とする。
- (3) 総務部契約検査課長は、前号の報告を受けた場合は、必要に応じ、総務部長に報告をするものとする。
- (4) 工事等発注所管課の長は、第1号の報告を受けた事故が死亡事故であった場合は、直ちに電話等により市長、副市長、所管部長及び総務部契約検査課長に通報しなければならない。
- (5) 総務部契約検査課長は、前号の規定による通報を受けた場合は、直ちに総務部長に報告をしなければならない。
- (6) 工事等発注所管課の長は、第1号の報告を受けた事故が死亡事故以外の事故であった場合は、必要に応じ、市長、副市長及び所管部長に報告をするものとする。

### 4 事故報告

- (1) 工事請負者等は、発生した事故が表-1に規定する「事故報告を要する事故」であると確認した場合は、速やかに事故報告書（様式第2号）を工事等発注所管課に提出しなければならない。
- (2) 工事等発注所管課の長は、前号の事故報告書の提出があった場合は、事故報告書に記載された内容について事実関係を確認の上、様式第3号により所管部長（必要に応じて市長及び副市長）及び総務部契約検査課長に報告をしなければならない。
- (3) 総務部契約検査課長は、前号の規定による報告を受けた場合は、必要に応じ、総務部長に報告をするものとする。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、工事等発注所管課の担当者が、事故の報告に係る起案文書において、市長、副市長若しくは所管部長又は総務部長若しくは契約検査課長（以下「市長等」という。）から決裁又は合議を受けた場合は、市長等に対し、様式第3号による報告がなされたものとみなす。

表－２ 事故の分類と報告様式

○：報告を要する、×：報告不要

事故の分類	区分	事故速報	事故報告書
労働災害	休業日数４日未満	○	×
	休業日数４日以上	○	○
もらい事故	休業日数４日未満	○	×
	休業日数４日以上	○	○
死傷公衆災害	休業日数４日未満	○	×
	休業日数４日以上	○	○
物損公衆災害	軽微なもの	○	×
	その他	○	○

#### ５ その他の報告について

- (1) 工事等発注所管課の長は、発生した事故が大館市指名停止要綱（平成２０年４月１日）別表１第５号及び第７号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合は、速やかに様式第４号により総務部契約検査課長に報告をしなければならない。
- (2) 総務部契約検査課長は、前号の報告を受けた場合は、大館市指名停止要綱第１９条の規定により、指名審査会に審議を求めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

様式第1号

事故速報（第 号）

年 月 日（ ）

現場発信者 所属氏名等			発注者報告 担当者職氏名		
事故種別	水道・電力・人身・崩壊・陥没・ガス・電々・火災・倒壊 ・浸水・その他（ ）				
1 工事名			2 請負金額		
3 請負業者					
事故を起こ した業者	（下請負届の有無）有・無				
4 発生日時	年 月 日（ ）		時 分		
5 発生場所					
6 事故原因					
7 被害内容					
8 被災者名 （性別・年齢）					
9 処 理 及び状況					
10 復旧予定					
11 報道関係等	有（取材・報道）	救急車出動	有 無	労働基準	有 無
	無	消防車出動	有 無	監督署報告	

様式第2号

# 事故報告書

年 月 日 ( )

大館市工事等発注所管課長 様

請負者等名

印

契約担当者名		監督職員等名	
事業名・工事名		事故業者名	
年度・地区名		事故業者住所	
		下請負届の有無	有 ・ 無
工事場所		契約年月日・工期	
事故発生日時		契約金額	
事故の分類	労働災害 ・ もらい事故 ・ 死傷公衆災害 ・ 物損公衆災害		
事故発生場所		被災者氏名 ・ 性別・年齢	
請負者等名		被災者住所	
請負者等住所		負傷の状況	
事故詳細			
事故原因	人的原因 ・ 物的要因 ・ 管理的原因 ・ その他		
被災状況			
特記事項			

添付資料（添付するものにチェック  を入れること。）

- (1)  所轄労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告の写し
- (2)  医師の診断書等の写し、出勤簿等の写し
- (3)  事故現場の位置図、図面、写真、状況説明資料等
- (4)  安全管理体制図
- (5)  所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等の写し（文書指導を受けた場合）
- (6)  事故防止に関する誓約書及び事故防止対策書の写し

注：労働安全衛生規則などの関係諸法令上、当該工事の事故防止対策に問題がなかったと判断される場合には、（6）の添付資料は省略可とする。

様式第3号

年 月 日

様

工事等発注所管課長

工事等における事故の報告について（報告）

年 月 日に発生した事故について、工事等における事故の報告に関する取扱要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 工事名

2 工事場所

3 請負者名



様式第 4 号

年 月 日

総務部契約検査課長 様

工事等発注所管課長

指名停止措置要件該当者について（報告）

次の業者が大館市指名停止要綱第 2 条に規定する措置要件に該当すると認められるので報告します。

1 指名停止措置要件該当者

住 所（所在地）

名 称

代表者

2 指名停止措置要件に該当する理由